

低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン (2011～2021)

～横須賀市地球温暖化対策行動計画～

中間見直し



横須賀市立田浦小学校6年 林 美里さん
平成 27 年度 環境ポスターコンクール 節電特別賞
(学校名、学年は平成 27 年度)

横 須 賀 市

はじめに

地球温暖化対策に関する取り組みは、国際社会においても重要な課題です。2015 年(平成 27 年)11 月から 12 月にかけてフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）では、2020 年以降の温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」が採択され、参加したすべての国が温室効果ガスの排出量削減目標をつくり提出し、その達成のための国内対策をとっていくことなどが義務づけられました。

我が国においては、2011 年(平成 23 年)3 月 11 日に発生した東日本大震災により、国内すべての原子力発電所が停止するなど、エネルギー対策に大きな影響が生じました。省エネルギーや節電に対する関心が高まり、再生可能エネルギーの導入が進むなど、国の地球温暖化対策を取り巻く状況も大きく変化しています。その中で、国は新たな温室効果ガス排出量の削減目標として「2030 年度(平成 42 年度)に 2013 年度(平成 25 年度)比で 26%削減する」と決定しました。

本市は、2011 年(平成 23 年)3 月に策定した「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)」(以下、「低炭素プラン」という。)について、中間年に当たる 2015 年度(平成 27 年度)に中間見直しを行いました。

プランの基本方針や温室効果ガス排出量の削減目標などは引き続き維持してまいります。が、近年の社会情勢や環境政策を取り巻く状況の変化に対応するため、クリーンエネルギー自動車の普及や地球温暖化の「適応策」などに関する施策・取り組みの強化・充実を図っています。

地球温暖化対策の施策を進めていくためには、今後も引き続き、一人一人が具体的な行動を実践していくとともに、市民や事業者の皆さまと市とが連携・協力しながら、さまざまな取り組みを推進していくことが大切となります。皆様のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、低炭素プランの中間見直しにあたり、横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会の委員の皆さまをはじめ関係者の皆さまから、貴重なご意見をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

2016 年(平成 28 年)3 月

横須賀市長 吉田雄人

目 次

I 中間見直しの背景と目的	1
1 背景	1
2 目的	1
II 中間見直しの基本的な考え方	2
1 当初プランを維持する部分と見直す部分	2
2 中間見直し後の計画期間、基準年度、目標年度	2
3 中間見直し後の削減目標	3
4 新たな温室効果ガス	5
III 目標達成に向けた施策（市域施策編）	6
2 目標達成に向けた施策	6
3 重点プロジェクト	12
4 目標達成に向けた各主体の取り組み	13
IV 横須賀市役所における取り組み（市役所事務事業編）	14
2 市役所事務事業編における基本的事項	14
3 推進のための取り組み	15
資料編	17
1 温室効果ガス排出量の推計方法	17
2 2011年度（平成23年度）以降の地球温暖化対策に関する主な動向	18
3 中間見直しの体制	19
4 中間見直しの経過	21
5 諮問・答申	22
6 用語集	24

本書は「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）」（当初プラン）の補訂版であり、当初プランから見直した部分を主に掲載しています。

特に、「Ⅲ 目標達成に向けた施策（市域施策編）」と「Ⅳ 横須賀市役所における取り組み（市役所事務事業編）」は、当初プランと照らし合わせてご覧ください。

なお、Ⅲの1およびⅣの1は、当初プランから見直しを行わない部分であるため、掲載していません。

I 中間見直しの背景と目的

1 背景

「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）」（以下、「本プラン」という。）は、2011年（平成23年）3月に策定されましたが、2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災により、その後の地球温暖化対策やエネルギー対策など幅広い分野が大きな影響を受けました。国内すべての原子力発電所が停止し、電気をはじめとするエネルギーに対する国民の意識が変化し、省エネルギーに対する関心が高まり、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入が進みました。

その一方で、世界的には、地球温暖化の影響と考えられる、気温上昇や、大型台風、豪雨、干ばつなどが生じており、自然環境や人の暮らしにも被害を及ぼすおそれがあるとされています。

国は、震災以降の環境情勢等の変化を受けて、2013年（平成25年）11月に温室効果ガスの新たな削減目標を「2020年度（平成32年度）に2005年度（平成17年度）比で3.8%削減」と設定し、さらに2015年（平成27年）7月には「2030年度（平成42年度）までに2013年度（平成25年度）比で26%削減」する目標を正式決定しました。

削減目標の設定にあたり、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の効率化などにより、原子力発電への依存度を可能な限り低減するなどして、今後のエネルギーミックス（電源構成）を見直していくこととしています。また、目標達成に向けて、国民や事業者が一致団結して行動することが必要であるとし、温暖化対策に資するあらゆる“賢い選択”を促す国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」を展開しています。

2 目的

以上のような背景とともに、国の「適応計画」策定に向けた取り組みに加え、本プランの上位計画となる「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」の中間見直し年度の2015年度（平成27年度）が、本プランの中間年に当たります。

これらを受け、社会経済情勢や環境政策の変化に対応するために、本プランの進捗状況を踏まえて、中間見直しを行うものです。

Ⅱ 中間見直しの基本的な考え方

1 当初プランを維持する部分と見直す部分

中間年の見直しであることから、計画の「基本的事項」や「基本方針」などはプランの骨格として維持し、新たな対応が求められる事項など、部分的な見直しを行います。

当初プランを維持する部分と見直す部分について、表 1 のとおり整理します。

表 1 当初プランを維持する部分と見直す部分

	維持する部分	見直す部分
第 1 章 計画の趣旨について		
	・基本的に維持	—
第 2 章 横須賀市の現状と課題		
	・基本的に維持	—
第 3 章 計画の基本的事項		
	・基本的に維持	—
第 4 章 目標達成に向けた施策（市域施策編）		
	・「計画でめざすよこすかの将来イメージ」「基本方針」「施策の方針」	・「具体的な目標」「施策の分野」「重点プロジェクト」「目標達成に向けた各主体の取り組み」
第 5 章 横須賀市役所における取り組み（市役所事務事業編）		
	・「これまでの取り組み」 ・「基本的事項」の基準年度および目標年度、温室効果ガス排出量の算出方法、削減目標	・「基本的事項」の市役所事務事業編の対象範囲、指定管理者施設の取り扱い ・「推進のための取り組み」
第 6 章 推進体制・進行管理		
	・基本的に維持	—
資料編		
	—	—

2 中間見直し後の計画期間、基準年度、目標年度

(1) 市域施策編

中間見直し後の計画期間は、2016 年度(平成 28 年度)から 2021 年度(平成 33 年度)までとし、基準年度(1990 年度(平成 2 年度))および中期目標年度(2021 年度(平成 33 年度))に変更はありません。

(2) 市役所事務事業編

中間見直し後の計画期間は、2016 年度(平成 28 年度)から 2021 年度(平成 33 年度)までとし、基準年度(2008 年度(平成 20 年度))および目標年度(2021 年度(平成 33 年度))に変更はありません。

3 中間見直し後の削減目標

(1) 市域施策編(中期目標)

本プランにおける市域施策編の削減目標(中期目標)は、従来の「市域における温室効果ガス排出量を 2021 年度(平成 33 年度)に基準年度(1990 年度(平成 2 年度))比で 20%削減」を維持します。

【維持の理由】

横須賀市域の温室効果ガス排出量について、表 2 のとおり、東日本大震災発生直後の 2011 年度(平成 23 年度)は基準年度比で 21.0%削減と目標を達成しましたが、2012 年度(平成 24 年度)は基準年度比で 13.4%削減、2013 年度(平成 25 年度)は基準年度比で 17.7%削減と目標を下回りました。

目標値を見直す場合、震災という特殊な状況下における、見通しが不確定な要素(以下①②)を含む上記の数値を、今後の温室効果ガス排出量の推移を想定するための根拠とすることは難しいと考えます。

そのため、今回の中間見直しでは、当初に設定した目標値を維持し改定は行わないこととします。

- ①温室効果ガス排出量の増減に多大な影響を与える電気の排出係数(kg-CO₂/kWh)は、震災以降、原子力発電が停止していたため、2011 年度(平成 23 年度)から大きく増加しています(図 1)。今後も、原子力発電の稼働を含めた国のエネルギー政策などにより、変動が見込まれます。
- ②震災により温室効果ガス排出量が極端に低下した 2011 年度(平成 23 年度)からの“ゆりもどし”が見られます。一例として、民生業務部門では、震災に起因する大規模事業者を対象とした電力需給削減対策や全国的な節電推進などにより、2011 年度(平成 23 年度)の電力消費量は大幅に減少しましたが、2012 年度(平成 24 年度)は前年度に比べると若干増加しています(図 3)。

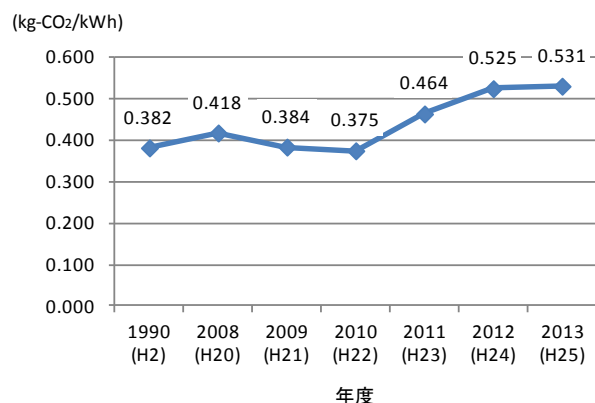


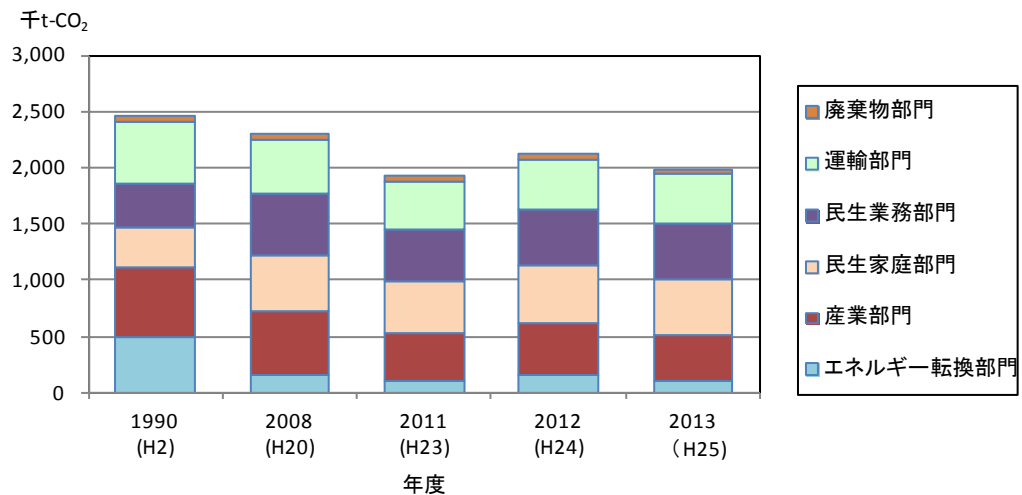
図 1 東京電力の実排出係数

表2 横須賀市域における温室効果ガス排出量

(単位:千トン)

部門	1990年度 (平成2) 基準年度	2008年度 (平成20)	2011年度 (平成23)	2012年度 (平成24)	2013年度 (平成25)	対基準年度比 増減(比率)	2021年度 (平成33)	2021年度 (平成33)
							[現状趨勢]	[対策実施]
二酸化炭素(CO ₂)	2,459	2,302	1,938	2,128	1,990	-19.1%	2,119	1,918
エネルギー 転換部門	495	165	104	150	108	-78.2%	13	13
産業 部門	農林業	3	2	2	1	-66.7%	1	
	水産業	45	17	16	19	-86.7%	13	
	建設業	42	32	23	27	-35.7%	32	
	製造業	527	516	377	418	-28.7%	516	
	小 計	617	567	418	466	-33.5%	562	539
	民生家庭部門	356	481	477	509	38.8%	451	407
民生業務部門	387	551	458	502	491	26.9%	551	469
運輸 部門	自動車	355	300	299	298	-16.1%	300	
	鉄 道	22	21	24	27	27.3%	21	
	船 舶	184	170	106	117	-38.0%	170	
	小 計	561	491	429	442	-21.6%	491	439
廃棄物部門	43	47	52	59	47	9.3%	51	51
その他ガス	115	83	96	102	129	12.2%	141	141
合計	2,574	2,385	2,034	2,230	2,119	-17.7%	2,260	2,059
基準年度比		-7.3%	-21.0%	-13.4%	-17.7%		-12.2%	-20.0%

注) 千トン未満を四捨五入しているため、各欄の数値と合計値は一致しない場合があります。

図2 横須賀市における二酸化炭素(CO₂)排出量の推移

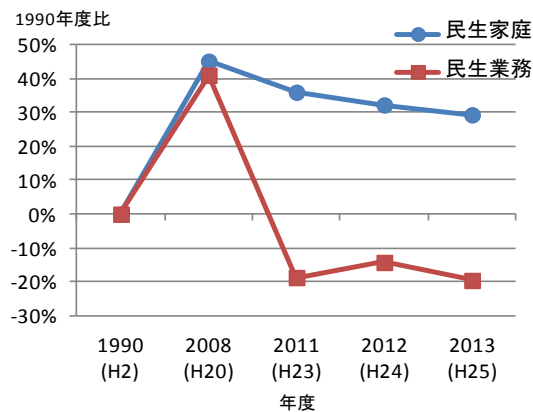


図3 民生部門の電力消費量 増減率（基準年度比）の推移

(2) 市役所事務事業編

本プランにおける市役所事務事業編の削減目標は、従来の「市の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量を2021年度(平成33年度)に基準年度(2008年度(平成20年度))比で5%削減」を維持します。

【維持の理由】

2011年度(平成23年度)から2013年度(平成25年度)までの、市役所事務事業の温室効果ガス排出量は、表3のとおり、削減目標を達成しています。

3年間の実績が削減目標に近い削減率（6～7%削減）であることから、当初に設定した削減目標が妥当であると考えられるため、今回の中間見直しでは、目標値を維持し改定は行わないこととします。

表3 市の事務・事業における温室効果ガス排出量

(単位:トン)									
	1990年度 (平成2)	2008年度 (平成20) 基準年度	2011年度 (平成23)	2012年度 (平成24)	2013年度 (平成25)	2021年度 (平成33) 目標年度			
			基準年度比	基準年度比	基準年度比		基準年度比		
全部局※ (指定管理者 施設を除く)	63,198	65,798	-6.6%	-6.2%	-8.4%	62,508	-5.0%		

※市長部局、教育委員会、上下水道局すべてを含む

4 新たな温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「改正温対法」という。）により、2015年(平成27年)4月1日から三ふっ化窒素(NF₃)が新たに温室効果ガスに追加されました。

本プランも、改正温対法の施行に合わせて、三ふっ化窒素(NF₃)を含む7種類を対象温室効果ガスとしますが、三ふっ化窒素(NF₃)の排出の実態が把握されたときに随時算定するものとしします。

Ⅲ 目標達成に向けた施策（市域施策編）

- ◎ 当初プラン 39 ページ～74 ページ「第4章 目標達成に向けた施策（市域施策編）」とあわせてご覧ください。
- ◎ 当初プランの第4章のうち、見直しを行った箇所（見直し箇所）のみ記載しています。
- ◎ 「1 計画でめざすよこすかの将来イメージ」は見直し箇所はありません。

見直し後についての記号の説明

- 改 …当初プランから変更する内容
- 新 …当初プランへ新たに追加する内容

2 目標達成に向けた施策

当初プランの施策		見直しの有無
施策の方針（1） 再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの推進		
具体的な目標		なし
施策の分野① 再生可能エネルギーの導入と普及促進		
i. 新エネルギーなどの利用促進		なし
施策の分野② 省エネルギーの推進		
i. 市民のライフスタイルの転換		<u>あり</u>
ii. 住宅の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進		なし
iii. 事業活動における省エネルギーの推進		<u>あり</u>
iv. 建築物などの地域の省エネ化促進		<u>あり</u>
施策の方針（2） 低炭素型都市の構築		
具体的な目標		<u>あり</u>
施策の分野① 拠点ネットワーク型都市づくり		
i. 拠点ネットワーク型都市づくり		なし
施策の分野② 都市交通にかかる環境負荷の低減		
i. 道路交通の円滑化および物流の高効率化		なし
ii. 燃費・エネルギー効率の良い自動車の普及および燃費向上の工夫		<u>あり</u>
iii. 過度な自動車依存からの脱却		<u>あり</u>
施策の分野③ みどりの保全と創出		
i. 緑地保全および緑化の推進		<u>あり</u>

当初プランの施策		見直しの有無
施策の方針（３） 循環型都市の形成		
具体的な目標		<u>あり</u>
施策の分野① ごみの減量化・資源化、適正処理の推進		
i. 発生抑制（リデュース）の推進		<u>あり</u>
ii. 再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）および適正処理の推進		なし
施策の方針（４） 地球温暖化適応型都市の構築		
具体的な目標		なし
施策の分野① 災害防止対策の推進		
i. 雨水などの利用・防災対策の推進		<u>あり</u>
施策の分野② ヒートアイランド対策の推進		
i. ヒートアイランド対策の推進		<u>あり</u>
施策の方針（５） 市民・事業者・行政が連携して取り組める環境の醸成		
具体的な目標		なし
施策の分野① 環境教育・環境学習の推進		
i. 学校などにおける環境教育の推進		なし
施策の分野② 連携・協働の仕組みづくり		
i. 市民・事業者による地域の環境活動の推進		なし
ii. 市民・事業者・行政の連携の推進		なし

施策の方針（１） 再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの推進

施策の分野② 省エネルギーの推進

i. 市民のライフスタイルの転換

【主な事業・取り組み】

改・「環境にやさしい市民の行動・配慮指針」の活用の周知などによる省エネルギー活動への取り組みの促進

- ・雨水の利用など資源の再利用についての情報提供
- ・自然通風の利用と温度上昇の緩和を促進する「緑のカーテン」などの周知啓発

iii. 事業活動における省エネルギーの推進

【主な事業・取り組み】

改・事業活動における環境配慮行動を示した「環境にやさしい事業者の行動・配慮指針」の普及

- ・スーパーや商店街との協力によるレジ袋の使用削減などの取り組みの推進
- ・深夜の営業時間短縮やライトダウンなどの取り組みについての検討
- ・事業者に対するE S C O事業などについての普及啓発
- ・I S O14001 およびエコアクション 21 認証取得の支援

iv. 建築物などの地域の省エネ化促進

【主な事業・取り組み】

- ・開発行為等における環境配慮を示した環境配慮指針「開発行為等事業編」および「環境ナビゲーションシステム」などを利用した事業者との協議
- ・既存建築物の省エネルギー診断の仕組みづくりの検討
- ・商店街などへの省エネルギー機器導入のための情報提供
- ・一定規模以上の建築物への省エネ設備導入の促進
- 新**・E S C O事業による街路防犯灯の全灯L E D化

施策の方針（２） 低炭素型都市の構築

具体的な目標

- 拠点ネットワーク型都市の構築を推進し、徒歩や自転車、公共交通機関を利用するまちづくりをめざします。
- ハイブリッド型バスの導入促進など、市域の公共交通機関のクリーンエネルギー化を推進します。
- ☒ 新 ○市内に生産工場を持つ企業とのタイアップにより、ＥＶ（電気自動車）の導入促進のための先進的施策を進めていきます。
- ☒ 改 ○温室効果ガスの吸収源となるみどりの機能を生かした都市公園などを充実させ、適正な維持管理を推進します。

施策の分野② 都市交通にかかる環境負荷の低減

ii. 燃費・エネルギー効率の良い自動車の普及および燃費向上の工夫

【主な事業・取り組み】

- ・ＥＶ（電気自動車）の普及および充電設備整備のための支援
- ・ＥＶ（電気自動車）の普及啓発のためのカーシェアリング（共同使用）の検討
- ・クリーンエネルギー自動車などの購入に対する助成・優遇制度の検討
- ☒ 改 ・ハイブリッド型バスなど公共交通機関の低公害車両の導入促進
- ☒ 改 ・市民や事業者向けのエコドライブ講習会の開催や啓発物による周知啓発
- ☒ 新 ・事業所・共同住宅などへのＥＶ（電気自動車）等充電設備設置の推進

iii. 過度な自動車依存からの脱却

- ☒ 改 （ア）公共交通網の見直しと公共交通の利用の促進を図ります。
- （イ）地域の公共交通の利便性の向上を図ります。
- （ウ）自転車の利用促進を図ります。

【主な事業・取り組み】

- ☒ 改 ・バスや鉄道など公共交通機関の利用促進のための環境改善や啓発活動
- ☒ 改 ・ノンステップバスや新たな地域交通の導入支援
- ☒ 改 ・自転車利用のための環境整備

施策の分野③ みどりの保全と創出

i. 緑地保全および緑化の推進

改 (ア) 「みどりの基本条例」や「横須賀すみどりの基本計画」に基づき、温室効果ガス吸収源となる緑地の保全・緑化の推進を図ります。

(イ) 道路整備に伴う道路沿道の緑化、公共施設の緑化、公園整備などを推進します。

【主な事業・取り組み】

改 ・民有地の敷地内緑化（道路面・駐車場・屋上・壁面）の支援

改 ・さまざまな法令に基づく土地利用規制・制限・調整によるみどりの保全と緑化の推進

新 ・「公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン」の適切な運用による公共施設の緑化の推進

施策の方針（３） 循環型都市の形成

具体的な目標

○ごみの発生抑制などにより、温室効果ガス排出量の削減をめざします。

○ごみの焼却量を 2009 年度(平成 21 年度)に比べ、約 15%^{注1}削減することをめざします。

○発生したごみを極力資源化し、資源化率約 42%^{注1}をめざします。

新 注 1 目標値は、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の改定により、2017 年度(平成 29 年度)から変更となる予定

施策の分野① ごみの減量化・資源化、適正処理の推進

i. 発生抑制（リデュース）の推進

改 (ア) 家庭ごみおよび事業系ごみの減量化、資源化などによる排出量削減を図ります。

(イ) 市民・事業者と連携した「ごみ」の発生抑制に関する取り組みを推進します。

施策の方針（４） 地球温暖化適応型都市の構築

施策の分野① 災害防止対策の推進

i. 雨水などの利用・防災対策の推進

- （ア）災害リスクの把握や災害に関する情報を提供し、災害発生時の減災対策を推進します。
- （イ）浸水対策を図るとともに、雨水浸透施設の普及や指導に努めます。
- （ウ）水資源の有効利用として、雨水などの利用を推進します。

新（エ）高潮、波浪などによる被害防止を図ります。

【主な事業・取り組み】

- ・ハザードマップの作成
- 新**・ＥＶ（電気自動車）の蓄電機能を活用した減災体制の構築の検討
- ・透水性舗装整備の推進
- ・雨水利用の促進支援
- 新**・護岸などの整備による越波や浸水の防止の推進

施策の分野② ヒートアイランド対策の推進

i. ヒートアイランド対策の推進

- （ア）市民などができるヒートアイランド対策について周知啓発を進めます。

改（イ）民有地の敷地内緑化の推進を図ります。

新（ウ）ヒートアイランド現象などによる健康への影響について対策を図ります。

【主な事業・取り組み】

- ・打ち水や緑のカーテンなどの取り組みの周知啓発
- ・市街地における屋上緑化や壁面緑化など緑化推進のための支援
- 新**・熱中症および蚊が媒介するデング熱などの感染症の情報提供と予防対策の推進

3 重点プロジェクト

当初プランの重点プロジェクト	見直しの有無
(1) 経済活動と環境活動の連携による地域活性化プロジェクト	なし
(2) 省エネ“はじめの一歩”プロジェクト	なし
(3) 低炭素まちづくりプロジェクト	<u>あり</u>

(3) 低炭素まちづくりプロジェクト

② プロジェクトで実施する取り組み

i. 環境にやさしい交通ネットワークモデル事業

- ・コミュニティバスや乗合タクシーの導入支援など地域における公共交通網の拡大を検討する。
- ・ハイブリッド自動車やEV（電気自動車）などクリーンエネルギーの公共交通（バス、タクシーなど）をモデル的に導入する。
- ・コミュニティサイクルの導入を検討し、駅、商業施設、観光地、コミュニティバス乗り場などの拠点の連携の強化など、環境にやさしい交通ネットワークを構築する。
- 新・EV（電気自動車）など次世代自動車用の充電設備の、事業所や集合住宅への設置を推進する。
- 新・EV（電気自動車）などクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた支援を進める。

ii. 環境にやさしい低炭素モデル事業

- 新・EV（電気自動車）などの「電源」としての活用を促進し、エネルギーが安定して利用できる体制づくりを進める。
- 新・市内すべての街路防犯灯のLED化を進める。
- 改・市民や事業者などが、緑化（屋上・壁面など）の推進、設備および機器の省エネ化、太陽光発電など新エネルギーを活用した設備の導入などの取り組みを実践するための仕組みづくりを行う。
- 改・市内の商店街や事業所の集積地域などを対象とした、モデル事業を検討する。
- 改・モデル事業に参加した団体が、環境にやさしい取り組みの効果などを公表し、周知啓発に積極的に貢献する役割を担うなどの仕組みづくりを検討する。（商店街であれば、打ち水、ライトダウンキャンペーンなどイベントの開催など）
- 改・モデル事業に参加した団体などの取り組みに応じた一定額の補助金交付や省エネ機器導入に関する指導者（アドバイザー）派遣など、制度に基づく支援策の実施を検討する。

4 目標達成に向けた各主体の取り組み

当初プランの各主体の取り組み	見直しの有無
(1) 取り組みの体系	あり
(2) 市民に求められる取り組み	なし
(3) 事業者求められる取り組み	なし
(4) 市の取り組み	なし

(1) 取り組みの体系

地球温暖化対策には、各主体がそれぞれの役割を認識し、「第4章 2 目標達成に向けた施策（市域施策編）※」で述べた施策などに参加・協力することのほか、活動の特性に応じた個々での取り組みを実践していくことが重要です。

当初プラン67ページ～74ページで掲げる5つの分野の具体的な取り組みを参考に、身近で簡単な取り組みから実践していくことが、地球温暖化対策の第一歩となります。

新 また、市では、日常生活や事業活動において、環境負荷の低減を図るための配慮行動の実践などをまとめた「環境にやさしい市民の行動・配慮指針」および「環境にやさしい事業者の行動・配慮指針」をガイドラインとして作成しています。

※当初プラン44ページ～58ページ、および本書6ページ～11ページ



新 【参考】地球温暖化対策の国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」

国は2015年(平成27年)7月から、2030年度(平成42年度)の温室効果ガスの排出量を2013年度(平成25年度)比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」など地球温暖化対策に資するあらゆる“賢い選択”を促す国民運動「COOL CHOICE」を展開しています。

例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズなど低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」などを行うことです。

Ⅳ 横須賀市役所における取り組み（市役所事務事業編）

- ◎ 当初プラン 75 ページ～88 ページ「第5章 横須賀市役所における取り組み（市役所事務事業編）」とあわせてご覧ください。
- ◎ 当初プランの第5章のうち、見直しを行った箇所（見直し箇所）のみ記載しています。
- ◎ 「1 これまでの取り組みについて」の見直し箇所はありません。

見直し後についての記号の説明

改

…当初プランから変更する内容

新

…当初プランへ新たに追加する内容

2 市役所事務事業編における基本的事項

（3）市役所事務事業編の対象範囲（当初プラン 81 ページ、表 5－3 の見直し）

- ・対象範囲に追加する施設（平成 23 年度～平成 27 年度に新設した施設）

救急医療センター※、ふ頭管理事務所、佐島の丘温水プール※

- ・対象範囲から削除する施設（平成 27 年度までに廃止した施設）

浦賀火葬場、青少年相談センター、文化財収納庫、婦人会館

- ・名称を修正する施設（名称を変更した施設、当初プランの表記が分かりにくい施設など）

修正前	修正後
保健所	ウェルシティ市民プラザ
資源循環第 1・2・3 事務所	資源循環久里浜事務所、資源循環日の出事務所
西資材置場	資材置場
くりはま花の国※	くりはま花の国プール※

※は指定管理者施設

（4）削減目標

①指定管理者施設の取り扱いについて

2014 年(平成 26 年) 3 月に環境省が策定した「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改定の手引き」において、指定管理者施設も対象となりました。当初プランでは、指定管理者施設は原則対象外としていますが、指定管理者施設を含めた排出量や増減率についても参考に把握・公表しているため、当初プランの内容を継続することとします。

3 推進のための取り組み

当初プランの取り組み		見直しの有無
全ての部局（施設）に共通した取り組み		
施策の方針1 再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの推進		
ア. 再生可能エネルギーの導入と普及促進		なし
イ. 照明の使用削減		なし
ウ. 電気機器などの使用削減		なし
エ. 冷暖房・空調温度の管理、冷暖房負荷の軽減など		<u>あり</u>
オ. エレベーターの使用、運転管理		なし
カ. 給湯器などの使用、管理		なし
キ. 省資源、資源の有効利用		なし
ク. 業務の効率化、労働時間の短縮化		なし
施策の方針2 低炭素型都市の構築		
ア. 低燃費車、クリーンエネルギー自動車の導入および自動車利用の工夫		なし
イ. 緑化などの促進		なし
ウ. 過度な自動車依存からの脱却		<u>あり</u>
エ. 施設の整備および管理における取り組み		<u>あり</u>
施策の方針3 循環型都市の形成		なし
施策の方針4 地球温暖化適応型都市の構築		なし
施策の方針5 市民・事業者・行政が連携して取り組める環境の醸成		なし
特定事業における取り組み		
ア. 一般廃棄物処理		なし
イ. 水道		なし
ウ. 下水道		<u>あり</u>

(1) 全ての部局（施設）に共通した取り組み

施策の方針1 再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの推進

エ. 冷暖房・空調温度の管理、冷暖房負荷の軽減など

- ・冷暖房の設定温度は、冷房28℃、暖房19℃を目安に適切な温度管理を行います。
- ・外気の導入や換気を必要に応じて行い、室内温度の調整を図ります。
- ・ブラインド、カーテンなどを有効に利用して、日差しの調整を行います。
- 新**・室内の温度管理にあわせて、クールビズ・ウォームビズを積極的に実践します。

施策の方針2 低炭素型都市の構築

ウ. 過度な自動車依存からの脱却

- ・公共交通機関を優先的に使用します。
- ・近隣への移動などは、できる限り徒歩または自転車の利用を推進します。
- 新**・公用自転車として、電動アシスト自転車を導入し、利用を推進します。

エ. 施設の整備および管理における取り組み

- ・建物の断熱性の向上、自然光の有効活用など建築物のエネルギー使用の抑制を図ります。
- 改**・照明器具の定期的な清掃や空調機器からのフロン類の漏えい防止など維持管理を行います。

(2) 特定事業における取り組み

ウ. 下水道

改 新エネルギーの導入・省エネルギーの推進

- ・ポンプの効率的な運転方法により、電力使用量を抑制します。
- ・浄化センター（下水処理場）、ポンプ場などの施設の更新時には、省電力設備の採用を推進します。

廃棄物などの資源化および再利用の推進

- 改**・下水道汚泥の焼却灰などを、セメントなどの原料として再資源化に努めます。
- ・処理水の再利用については、継続的に実施していきます。

資料編

1 温室効果ガス排出量の推計方法

当初プラン 94 ページ～101 ページの「(1) 温室効果ガス排出量および目標設定の推計方法（市域施策編）」のうち、温室効果ガス排出量推計の基となる資料に変更が生じたことなどにより、見直しを行った箇所を記載しています。

①温室効果ガス排出量の推計方法

表 1 二酸化炭素 (CO₂) 排出量の推計方法

区分	推計方法
1. エネルギー転換部門	
電気事業者	火力発電所の燃料種類別消費量×燃料種類別排出係数 （燃料種類別消費量は所内率から推計） ※2008 年度は、2003 年度データよりユニットの運転状況から按分し算出。 【資料】・「電力需給の概要」（経済産業省資源エネルギー庁） <2011 年度(平成 23 年度)算定分以降> 火力発電所のエネルギー起源 CO ₂ 排出量 （他人への電気又は熱の供給に係るものを除いた量） 【資料】・「温対法に基づく東京電力の CO ₂ 排出量」（東京電力ホームページ）
ガス事業者	火力発電所（都市ガス）のエネルギー起源 CO ₂ 排出量 （他人への電気又は熱の供給に係るものを除いた量） 【資料】・温室効果ガス算定・報告・公表制度データ（環境省） <2011 年度(平成 23 年度)算定分以降> 【資料】・事業活動温暖化対策計画書制度データ（神奈川県ホームページ）
2. 産業部門	
製造業	神奈川県の業種別燃料種類別消費量 ×（横須賀市の業種別製造品出荷額等／神奈川県の業種別製造品出荷額等） ×燃料種類別排出係数 <2011 年度(平成 23 年度)算定分以降> 「石油等消費動態統計」の前年度比 ×（横須賀市の業種別製造品出荷額等／神奈川県の業種別製造品出荷額等） ×燃料種類別排出係数 ※都市ガスおよび電力は、次のとおり、市域の実績値に基づき算出したものを使用 〈都市ガスの補正〉横須賀市の工業用都市ガス消費量 ×（横須賀市の業種別製造品出荷額等／横須賀市の製造品出荷額等の合計） 〈電力の補正〉横須賀市の製造業用電力消費量 ×（横須賀市の業種別製造品出荷額等／横須賀市の製造品出荷額等の合計） 【資料】・神奈川県提供資料 ・東京電力提供資料 ・「横須賀市統計書」 ・「工業統計調査」（経済産業省） ・「石油等消費動態統計」（経済産業省）
4. 民生業務部門	
油類	神奈川県の油類消費量×油類の業務用消費比率※ ×（横須賀市の小売業販売面積／神奈川県の小売業販売面積）×排出係数 ※油類の業務用消費比率＝全国の油類業務用消費量／全国の油類合計消費量 【資料】・「エネルギー統計年報」（経済産業省経済産業政策局） <2013 年度(平成 25 年度)算定分以降>・「統計情報」（石油連盟ホームページ） ・「横須賀市統計書」「県勢要覧」 ・「総合エネルギー統計」（資源エネルギー庁）

※見直しを行った箇所は、ゴシック体で表記しています。

2 2011 年度(平成 23 年度)以降の地球温暖化対策に関する主な動向

(1) 国内の主な動向

○2013 年(平成 25 年)11 月、国は新たな温室効果ガス排出量削減目標を「2020 年度(平成 32 年度)に 2005 年度(平成 17 年度)比で 3.8%」としました。ただし、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した暫定的な目標であるため、エネルギー政策やエネルギーミックス(電源構成)の検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定するとしました。

○2015 年(平成 27 年)7 月、国は「温室効果ガス排出量を 2030 年度(平成 42 年度)に 2013 年度(平成 25 年度)比で 26%削減」とする目標を決定しました。目標達成には、二酸化炭素排出を抑制する電源構成への移行、徹底した省エネルギーの推進などが必要であるとし、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動の選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を開始しました。

○2015 年(平成 27 年)11 月、国は気候変動によるさまざまな影響に対し、政府全体として整合のとれた取り組みを総合的かつ計画的に推進するため「気候変動の影響への適応計画」を決定しました。この中で、洪水被害、高温による熱中症、農作物被害に対する対策などをまとめました。

(2) 世界の主な動向

○2013 年(平成 25 年)～2014 年(平成 26 年)、最新の科学的・技術的・社会的な知見を集約し、評価や助言を行っている国際機関である IPCC (気候変動に関する政府間パネル: Intergovernmental Panel on Climate Change) は、気候変動に関する最新の科学的知見をまとめた第 5 次報告書を発表しました。

この報告書では、気候システムの温暖化には疑う余地がないこと、人間による影響が 20 世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高いことなどを伝えています。

○2015 年(平成 27 年)11 月～12 月、フランスのパリで国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21: Conference of the Parties)が開催され、地球温暖化対策の新たな枠組み「パリ協定」を採択しました。

「パリ協定」は、「産業革命前からの気温上昇を 2 度未満に抑えるとともに、1.5 度に抑える努力をする」ことを目的とし、すべての国が 2020 年(平成 32 年)以降の温室効果ガスの削減目標を作ること、目標は 5 年ごとに見直し、新しい目標は古い目標を上回ることを義務付けています。

3 中間見直しの体制

(1) 横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会

横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会は、環境基本条例第22条第5項に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な事項について審議するために設置する「環境審議会」に置かれた部会です。

本プランの中間見直しにおいては、環境審議会が市長の諮問を受け、温暖化対策推進部会に付議し、温室効果ガス排出量の削減目標や目標を達成するための施策の見直しなど、内容について専門的・総合的に審議を行いました。

■横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会委員名簿（2016年（平成28年）3月現在）

（敬称略、五十音順）

氏 名	選出区分	役 職 等	在任期間※
岩 澤 義 雄	市民	市民（公募）	平成25年10月1日～
◎刑 部 真 弘	学識経験者	東京海洋大学大学院教授	平成25年10月1日～
菊 池 匡 文	事業者	横須賀商工会議所	平成25年11月19日～
境 賢 二	市民団体	横須賀市地球温暖化対策 地域協議会会長	平成25年10月1日 ～平成27年6月30日
高 橋 弘 二	学識経験者	技術士	平成25年10月1日～
○松 本 安 生	学識経験者	神奈川大学教授	平成25年10月1日～
元 木 実	市民団体	横須賀市地球温暖化対策 地域協議会会長	平成27年7月1日～

◎：部会長 ○：部会長職務代理者

※ 在任期間は諮問時（2015年（平成27年）1月22日）の任期からとしています

(2) 環境総合政策会議

環境基本条例第 12 条に基づき、市長、副市長および各部長などで構成する庁内組織です。本プランの中間見直しにおいては、庁内での各計画との整合、目標や各施策の内容などについて庁内合意を行いました。

■環境総合政策会議委員名簿

所属・職名		
市長（委員長）		副市長（副委員長）
上下水道局長	教育長	政策推進部長
政策推進部担当部長 （渉外担当）	総務部長	財政部長
財政部担当部長 （市税担当）	市民安全部長	市民部長
福祉部長	健康部長	こども育成部長
環境政策部長	資源循環部長	経済部長
経済部担当部長 （観光担当）	都市部長	土木部長
港湾部長	上下水道局経営部長	上下水道局技術部長
消防局長	市議会事務局長	教育委員会事務局 教育総務部長
教育委員会事務局 学校教育部長	選挙管理委員会事務局長	監査委員事務局長

(3) 環境総合政策会議温暖化対策・YES推進部会

環境総合政策会議温暖化対策・YES推進部会設置要綱に基づき、関係課長で構成する庁内組織です。本プランの中間見直しにおいては、庁内での各計画との整合、目標や各施策の内容などについて検討を行いました。

■環境総合政策会議温暖化対策・YES推進部会委員名簿

所属・職名		
環境政策部環境企画課長 （部会長）		政策推進部政策・自治基本条例担当課長 （副部会長）
総務部総務課長	財政部財政課長	市民部市民生活課長
福祉部福祉総務課長	健康部健康総務課長	こども育成部 こども育成総務課長
資源循環部資源循環総務課長	資源循環部資源循環推進課長	経済部経済企画課長
経済部商工・市街地振興課長	経済部企業誘致推進課長	都市部都市計画課長
土木部土木総務課長	土木部交通計画課長	港湾部港湾総務課長
上下水道局経営部 施設計画担当課長	消防局総務課長	教育委員会事務局教育総務部 総務課長

4 中間見直しの経過

年 月	検討会議など
2015 年(平成 27 年) 1 月	・ 第 53 回横須賀市環境審議会（1 月 22 日） 「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）の中間見直しについて」諮問および温暖化対策推進部会へ付議 ・ 第 6 回横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会（1 月 26 日） ・ 第 4 回環境総合政策会議温暖化対策・Y E S 推進部会（1 月 30 日）
2015 年(平成 27 年) 5 月	・ 第 7 回横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会（5 月 28 日）
2015 年(平成 27 年) 8 月	・ 第 8 回横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会（8 月 7 日） ・ 第 5 回環境総合政策会議温暖化対策・Y E S 推進部会（8 月 24 日）
2015 年(平成 27 年) 9 月	・ 第 56 回横須賀市環境審議会（9 月 25 日） 検討状況の報告
2015 年(平成 27 年)11 月	・ パブリック・コメント手続の実施（11 月 11 日～12 月 1 日） ご意見等の提出はありませんでした。
2016 年(平成 28 年) 1 月	・ 第 9 回横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会（1 月 15 日） ・ 第 6 回環境総合政策会議温暖化対策・Y E S 推進部会（1 月 27 日）
2016 年(平成 28 年) 2 月	・ 第 10 回横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会（2 月 22 日）
2016 年(平成 28 年) 3 月	・ 第 58 回横須賀市環境審議会（3 月 7 日） 検討結果の報告および「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）の中間見直しについて」答申 ・ 第 19 回環境総合政策会議（3 月 17 日）

5 諮問・答申

(1) 諮問

横 環 企 第 60 号
平成 27 年(2015 年) 1 月 22 日

横須賀市環境審議会委員長 様

横須賀市長 吉 田 雄 人

「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン (2011～2021)」の
中間見直しについて (諮問)

横須賀市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成 23 年 3 月に「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン (2011～2021)」を策定し、市域における地球温暖化対策を総合的に推進しています。

一方で、東日本大震災以降、わが国の地球温暖化対策やエネルギー対策を取り巻く状況は大きく変化しており、現状に即した実効性のある計画とする必要があります。

このため、「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン (2011～2021)」の中間見直しを行うにあたり、環境基本条例(平成 8 年 3 月 27 日横須賀市条例第 26 号)第 22 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。



吉田市長から猿田委員長への諮問

(2) 答申

平成28年(2016年)3月7日

横須賀市長 吉田 雄 人 様

横須賀市環境審議会
委員長 猿 田 勝 美

「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)」の
中間見直しについて(答申)

環境基本条例第22条第2項第3号の規定に基づき、平成27年(2015年)1月22日付け
横環企第60号にて諮問された標記の件について、当審議会温暖化対策推進部会に付議
し、5回の部会を開催し、議論を重ねてまいりました。

その結果、「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021) 中間見直し
(案)」として取りまとめましたので、別添のとおり答申いたします。



猿田委員長、刑部部会長から吉田市長への答申

6 用語集

当初プラン 116 ページ～122 ページの「用語集」から変更や追加などの見直しを行った用語を記載しています。

【ウ】

運輸部門

本書では「自動車や鉄道の運転、船舶の運航などにより排出される温室効果ガスの量を推計する部門」の意で使用。

【エ】

ESCO事業

(Energy Service Company : エスコ)

工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現する事業。ESCO事業者は、削減されたエネルギーコスト（光熱水費）の中から報酬を得る。

エネルギー転換部門

本書では「電気事業者、ガス事業者、熱供給事業者の自家消費に伴い排出される温室効果ガスの量を推計する部門」の意で使用。

【オ】

温室効果ガス

地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射しているが、その赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7物質を温室効果ガスとしている。

【キ】

拠点ネットワーク型都市

市街地の集約化に向けて、地域特性を考慮しながら、拠点市街地となる主要鉄道駅周辺などに適正に都市機能を集積し、郊外の市街地から街なか居住を促進するような、歩いて暮らせる利便性の高い都市のこと。

【ク】

COOL CHOICE (クールチョイス)

2030年度(平成42年度)の温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比で26%削減するという国の目標達成のため、省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」など、地球温暖化対策に資するあらゆる“賢い選択”を促す運動。

【サ】

産業部門

本書では「農林水産業などの第一次産業、鉱業・建設業・製造業などの第二次産業に属する法人ないし個人の産業活動により排出される温室効果ガスの量を推計する部門」の意で使用。

三ふっ化窒素

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正を受け、2015年(平成27年)4月1日より新たに温室効果ガスの一つに追加される。使用量が少ないため地球の大気に対する環境に与える影響は小さいといわれてきたが、半導体化学でエッチング液として用いられるため使用は増加傾向にある。地球温暖化係数(GWP: Global Warming Potential)は、二酸化炭素(CO₂)の17,200倍である。

【ハ】

廃棄物部門

本書では「廃棄物の焼却などにより排出される温室効果ガスの量を推計する部門」の意で使用。

【ミ】

民生家庭部門

本書では「日常生活における電気やガスの使用など、個人世帯の活動により直接排出される温室効果ガスの量を推計する部門(ただし、自家用自動車分は「運輸部門」)」の意で使用。

民生業務部門

本書では「サービス業、小売業などの第三次産業、公的機関の事業活動に伴うエネルギー使用などにより排出される温室効果ガスの量を推計する部門」の意で使用。



低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン
(2011～2021)
～横須賀市地球温暖化対策行動計画～
中間見直し

横須賀市 環境政策部 環境企画課

平成 28 年 3 月発行

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地

電話:046-822-8524 (直通) FAX: 046-821-1523

E-mail: ep-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

ホームページ: <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4110/ondanka/teitanso.html>

この印刷物は、グリーン購入法に基づく平成 27 年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断の基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作成しています。

リサイクル適性 (A)